

報告メモ

平成22年10月8日  
総務課情報公開・個人情報保護室

情報公開法改正準備室の設立について

本日（10月8日）、内閣府に情報公開法改正を行うための準備室が設置された。構成は以下のとおり。

室長	小高 章	内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局長、総務省官房審議官（併）（53年行管庁入庁）
次長	小峰弘靖	内閣府職員の声担当室長
次長	福井仁史	内閣官房公文書管理室長
次長	七條浩二	総務省行政管理局情報公開推進室長
	職員の声担当室員	3名
	総務省行政管理局員	3名
	法務省からは1名が確定しているものの、更に1～2名の追加を要望中。 防衛省からは1名を予定している。	

\* 警察庁意見が適切に反映されるよう、しっかり対応してゆきたいと思います。

事務連絡  
平成22年12月27日

各府省庁情報公開担当者各位

内閣府大臣官房情報公開法改正法案準備室

### 情報公開法改正準備室の設置について

平素より大変お世話になっております。

この度、国民の知る権利を保障するための情報公開制度の改正を内閣の重要施策として取り組むため、内閣官房に情報公開法改正準備室を設置することとなりました（別添1）。このことについて、12月28日の閣議において、総理から（別添2）のとおり、蓮舫国務大臣から（別添3）のとおり発言しますので、あらかじめ連絡します。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

内閣府大臣官房情報公開法改正法案準備室

野澤、脇

電話 03-6910-0201

FAX 03-3504-1833

メール



## 情報公開法改正準備室の設置に関する規則

平成 22 年 12 月 日  
内閣総理大臣決定案

### (設置及び任務)

第1条 内閣官房に、情報公開制度の見直しに関する法案の作成業務等を行うため、情報公開法改正準備室（以下「準備室」という。）を置く。

### (組織)

第2条 準備室に、室長、次長その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、準備室の事務を掌理する。
- 3 次長は、室長を助け、準備室の事務を整理する。
- 4 室長、次長及び室員は、非常勤とすることができる。

### (補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、準備室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

### 附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 28 日から実施する。

## 情報公開法改正準備室の設置について（案）

平成二十二年十二月二十八日（火）閣議  
内閣総理大臣 発言要旨

国民の知る権利を保障するための情報公開制度の改正を内閣の重要政策として取り組むため、内閣官房に情報公開法改正準備室を設置しました。情報公開法改正の検討については、これまで蓮舫国務大臣に御尽力いただいたところであり、今後の法案の立案作業についても、引き続き、蓮舫国務大臣に担当をお願いすることとします。また、内閣府の園田大臣政務官に、蓮舫大臣の補佐をお願いすることとします。

国民の知る権利を保障する情報公開制度の実現に向けて、閣僚各位の御協力をよろしくお願いいたします。

## 情報公開法改正準備室の設置について

平成二十二年十二月二十八日(火)閣議  
蓮 舫 国 務 大 臣 発 言 要 旨

ただいま、総理から、国民の知る権利を保障するための情報公開制度の改正を内閣の重要政策として取り組むため、情報公開法改正の立案につき、担当するよう、御指示をいただきました。

今後、国民の知る権利を保障する情報公開制度の実現に向けて、全力を挙げ、取り組んでまいりる所存でありますので、閣僚各位の御協力をお願い申し上げます。